

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、次のとおり改正されました。

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等《令和3年1月1日施行》

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）が適用されます。

		改正前				改正後							
本人が女性	配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親～50万円		
	本人所得	～50万円	50万円～	～50万円	50万円～	本人所得	～50万円	50万円～	～50万円	50万円～			
	扶養親族 有	子	30万	26万	30万	26万	扶養親族 有	子	30万	—	30万	—	30万
		子以外	26万	26万	26万	26万		子以外	26万	—	26万	—	—
	無	26万	—	—	—	無	26万	—	—	—	—	—	
本人が男性	配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親～50万円		
	本人所得	～50万円	50万円～	～50万円	50万円～	本人所得	～50万円	50万円～	～50万円	50万円～			
	扶養親族 有	子	26万	—	26万	—	扶養親族 有	子	30万	—	30万	—	30万
		子以外	—	—	—	—		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—	

(2) 個人町民税の非課税措置の見直し《令和3年1月1日施行》

(1)に伴い、現行の「寡婦、寡夫、単身児童扶養者」に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦が対象となります。

固定資産税

所有者不明土地等について、固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、次のとおり改正されました。

(1) 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化《令和2年4月1日施行》

登記簿等に土地又は家屋の所有者として登記されている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋の現所有者に、氏名・住所等固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。（※条例施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用）

(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大《令和2年4月1日施行》

一定の調査を尽くしても、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができるようになりました。

なお、この場合、あらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならず、令和3年以後の固定資産税について適用されます。